

平成22年度 KVIC研究会等支援事業 募集要項

北九州ベンチャーイノベーションクラブ（KVIC）のベンチャー会員・一般会員が、新事業に開発等に関する自主的な研究会等の活動をするために必要な経費の一部を支援します。会員3名以上のグループで、テーマを設けて、研究会などをご検討の方は、この機会に是非ご応募ください。

【主催】 北九州ベンチャーイノベーションクラブ（KVIC）
北九州市
財団法人 北九州産業学術推進機構（FAIS）

1 事業内容

北九州ベンチャーイノベーションクラブ（KVIC）のベンチャー会員及び一般会員自らが、新事業開発等に関するテーマを選定し、そのテーマに賛同するメンバーを募集していただき、その研究会等の開催に際して、開催経費の一部を支援します。また、インキュベーション・マネージャーによる各種助言を行います。

2 応募資格

- ①北九州ベンチャーイノベーションクラブのベンチャー会員及び一般会員で、代表者1名とメンバー2名の計3名以上のグループであること
- ②新事業開発等を検討する研究会であること
- ③同一グループから3年連続の応募でないこと

3 応募方法

「平成22年度KVIC研究会等支援事業申込書」に必要事項を記入の上、応募先まで郵送又は持参してください。

なお、申込書は、ホームページ (<http://www.kvic.jp>) からダウンロードできます。

4 応募期間 随時 ※採択予定件数に達した時点で終了

5 選定方法等

申請書の到着順にて審査・選定。
採択が5件に達した時点で受付終了。

6 選定結果

選定結果を応募者へ通知します。

7 支援内容

- (1) 補助額 上限5万円
- (2) 期間 交付決定日から平成23年2月28日まで
- (3) 対象経費

- ア 会場代 会議室の使用料
- イ 書籍代 専門図書の購入費
- ウ 謝 金 外部から専門知識の提供等を得たものに対する謝礼
- エ 事務経費 研究会開催のためのコピー代、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等

8 応募に際しての注意事項

(1) 公表

採択となった研究会については原則として研究会名、テーマ等を公表します。

(2) 注意事項

- ・お申込みに際しては、募集要項、KVIC研究会等支援事業に関する規約をお読みください。お申込みいただいた時点で、募集要項、KVIC研究会等支援事業に関する規約に同意したものとします。
- ・提出された書類については、返却いたしません。

<応募先・問合せ先>

KVIC事務局(財団法人北九州産業学術推進機構 ベンチャー支援部) 担当：西山、初野

○所在地：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
AIMビル6階 北九州テレワークセンター内

○TEL：093-513-5300 FAX：093-513-5323

○E-mail：kvic@k-twc.gr.jp

○ホームページアドレス <http://www.kvic.jp>

北九州ベンチャーイノベーションクラブ 研究会等支援事業に関する規約

■支援内容

- 1 補助額は、上限5万円です。
- 2 支援期間は、交付決定日から平成23年2月28日までです。
- 3 対象経費は、以下のとおりです。
 - ・会場代 会議室等の使用・賃借料等
 - ・書籍代 研究会に必要な専門書籍等の購入費
 - ・謝金 外部から専門知識の提供を得たものに対する謝礼
 - ・事務経費 研究会開催のためのコピー代、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等

■支援対象

北九州ベンチャーイノベーションクラブベンチャー会員及び一般会員で、代表者1名とメンバー2名の計3名以上で組織し、新事業開発等を検討する研究会とします。

■選定方法

応募資格を満たしていると認められた先着5件を採択します。

■活動報告

選定された研究会の代表者は、研究会の支援期間が終了した時には、活動報告書（様式2）を事務局に提出しなければなりません。

■補助金の支払及び請求

- 1 補助金は、正当請求後翌月末日までに代表者に振込ます。
- 2 研究会の代表者は、3月10日までに活動報告書（様式2）及び、請求書（様式3）に対象経費を支払ったことを証する書類の写しを添付して提出しなければなりません。

■KVICのPR活動への協力

研究会は、KVICのPR活動に協力するものとします。

■支援決定の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消すことができます。

- ・応募内容に虚偽の記載があったとき。
- ・本事業の目的に反することがあったとき。

■その他の注意事項

研究テーマ等が公序良俗に反する内容であるなど、KVICの活動目的と適合しないと判断した場合は、申請書の受付を取消します。